議員提出議案一覧表(意見書)

議員提出議案第21号

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書(可決)

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%(平成26年発表)で、6人に1人が貧困状態にある。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国で最悪の水準である。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱が策定されて2年が経つ。地方自治体は地域の状況に応じた施策に取り組み始めているが、大半の自治体がその基礎となる実態調査を行っていないのが実態である。

経済的貧困は、生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健などへさまざまな影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深くかかわる。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り開いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要がある。

よって、子どもの貧困対策の推進と強化のため政府に対し、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 生活保護基準の引き下げにより、最も保護費が下がったのは子育て世帯である。就学援助等子育て 世帯への財政支援を強化すること。
- 2 子どもの医療費助成制度を全国一律の制度として早急に整えること。
- 3 公営住宅法施行令にならい、保育料、幼稚園授業料、学童保育利用料など所得基準のある給付やサービスについて寡婦(寡夫)控除が適用されるように所得税法を改正すること。
- 4 地方自治体が子どもの貧困を把握するための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるように、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うとともに、地方自治体の調査、取り組みなどのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。
- 5 子どもの貧困解消に取り組むNPO法人などが地域で行っている子ども食堂、学習支援などの活動を支える仕組みを強化すること。子どもの貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については、真に有効な活用ができるようにあり方を見直すこと。
 - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

議員提出議案第22号

無年金者対策の推進を求める意見書(可決)

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものである。

平成19年調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は、最大118万人で、このうち65歳以上の

無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えばアメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、平成28年6月に、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し 経済の好循環を確実にするため、平成29年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延 期することを表明したが、この無年金者対策については、平成28年8月に示された政府の「未来への投 資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置に ついて、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円(年6万円)を支給する年金生活者支援給付金等 については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

議員提出議案第23号

同一労働同一賃金の実現を求める意見書(可決)

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者(パートタイム労働者)の待遇改善は待ったなしの課題である。現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状である。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけではなく、正規・非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらない均等・均衡待遇の確保がますます重要になっている。

今この時、非正規雇用労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れた ワーク・ライフ・バランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、同一労働同一賃 金の考えに基づく非正規雇用労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施出来るかどうかが、 私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。

以上のことから、政府においては日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも充分に留意し、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる同一労働同一賃金の一日も早い実現のために、下記の事項についてちゅうちょなく取り組むことを求める。

- 1 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
- 2 非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者 の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
- 3 とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば、非正規雇用労働者の昇給制度の導入 等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方についても十分に 検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

議員提出議案第24号

返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書(可決)

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は平成28年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポンー億総活躍プラン」において、 返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充などの具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

議員提出議案第25号

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書(可決)

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要である。

教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目について強く要望する。

記

- 1 教員が、担うべき業務に専念し子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた 従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 2 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

議員提出議案第26号

慎重な憲法論議を求める意見書(可決)

平成28年7月の参議院議員選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参両院それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっている。憲法第96条が、「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」できると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もある。

一方で、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、安倍政権での憲法改正については否定的なものが多数となっている。憲法改正が国民的要求となっているという状況とは到底言えない。

言うまでもなく、憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部にすぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、国権の最高機関として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然である。

よって、下記の事項のとおり、慎重な議論に徹し、拙速さを避けることを強く求めるものである。

記

1 衆参両院の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議するこ

と。

2 憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行わないこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日